

側の代表によるトップ会談の結果、すでに終結されているものでございます。したがって、当市といたしましては、交渉につきましては全く考えず、お済みませんので、御了承くださるようお願いいたします。

交渉をしないことが違法性があるのではないかと、いろいろな御指摘でございますが、五十二年九月ですが、当時、市の管理規則を制定する以前に、ましては、教職員の勤務条件ということでもって交渉に付したと思います。しかし、一人規則が改正されて制定されました以上は、これは地方公務員法の第五十五条に規定してあるとおり、管理運営に関する事項に該当すると思えますので、違法性はないというふうに考えております。

あのことにつきましては、担当からお答え申し上げますので、よろしく願います。

○教育次長(内田和雄君) 自席から御答弁申し上げます。

まず石けんの問題でございますが、いま、粉石けんというんですか、そういうことで使用しているわけですが、合成洗剤をかえるということにつきましては、何か、機械そのものが非常に石けんがたまるかというふうなことが生じるよう

で、現在の機械では余り適当ではないというふうなことを聞いております。今後どうしていくかというふうな問題もござりますが、また給食センターを本年度も建設すること、予算も計上されております。そういう中で、また上級官庁のいろいろなデータ等、いただきたければ検討させていただきます。

恐縮でございますが、八小の問題はもう一度初めから、このことでございましょうか。

○十番(遠藤洋一君) そうでなくて、その説明を、たとえば八小の該当の地域みたいのをするのか、しないのかということもござります。市民の側に説明はどのようなのか、ということなんですけれども……

○教育次長(内田和雄君) 八小の場合でございますが、まだ委員会の方に御報告してございまして、その後、私どもも先ほど申し上げたような形でございます。生徒の推移、その他を見ながら今後建設年度を決めようというところで、先般、全協でお話し申し上げたわけですが、私どもかなり建設年度等が確定した上で、できるなら市民にPRしていきたい、というふうに考

えます。というのは、非常に人口も急に伸びが少なくなり、生徒数も非常に伸びが少ないという中で、何か確定しない、非常にむずかしい時期でござりますので、それらを勘案して建設年度等をはつきりした上で、できるならPRをしていきたい。当然八小をつくる上には学区に変更ということも出てまいりますので、できることならそれらを慎重にやってみりたいと考えております。

○十番(遠藤洋一君) 三回目の質問になりますので簡単に質問させていただけます。

最初の方の測定器については考えてないということですが、ぜひ先々もまたいろいろな形で騒音の問題、あるいは市内の安全の問題等につきましてはこれからも質問してまいりますので、市長さんぜひそれらについて勉強しなさいというのはおかしい言い方ですけども、ぜひいろいろ市民の生活に直接かかわることですので、研究を続けていただきたいと思いますし、市長さんの方でプロジェクトチームなりをつくりまして、今後ともやはり強くやっていたいただきたいというふうにも強く思っています。

それから続いとは、やはりこれも要望ですけども、公害課、あるいは基盤対策係みたいなものをもうえるような方向、みたいなものを、ぜひ市切玉していきたいんですけども、お含みおきただきたいというふうに思っています。

それからいまの第八小学校の問題というのは、市長さんの方からすれば全体的なことにかかわることですので、これから先もぜひ慎重なお考えを続けていただきたいと思います。大胆に進めていただきたいと思います。

それから教育長さんの方の添加物については困った問題ではあります。専門ではないとおっしゃいますけれども、学校給食の問題ですから、これはそば屋でそばを出す話では全然ないんで、そういうことから私は子供たちの父兄の方の親の方からしてみれば、大変教育者に不安を持つんじゃないかと思っています。

今後とも添加物の問題、実は臭素酸カリウムを今回取り上げましたけれども、いろいろな問題があるんです。それを一つ一つやっていく解決をしながら、安全な物を福生市の子供たちには食べさせるようなことをしていただきたいというふうに思います。

それから、第八小学校の問題ですけれども、いまちょっと申しましたけれども、全協で納得してもしようがないです。実際に、たとえば東福生駅の周辺では、第八小学校ができるということも想定をして、町会が子供会の組みかえをするようなことまでやるということが起きているわけです。現実には、そういうふうな具体的な住民の意見みたいなものがあるわけで、それに対してやはり親切に答えていくというのが、市側の態度ではないかと思います。建設が決まったからPRをするのではなくて、その途中経過みたいなものをやはりやっていく必要があるんじゃないか。あそこには八小ができる、予定地があるということは必ずしも希望にもなっているし、また、これで子供を遠くに通わせなくても済むというふうなことも、人口の推移の問題以前にあってはいるんです。だから、やはりそれを納得できるように形で、できないにせよ、あるいは先になる等の説明をしてあげるのが、やはり市としての親切ではないかというふうなことも思います。

そのことについてはいまさらお答え願うてもしようがありませんので、そういうふうな形を希望しまして、今度の一般質問を全部終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長(小林菊三君) 以上で一般質問は終わります。
暫時休憩いたします。

午後一時三十五分 休憩

午後二時十分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせていただきます。

(市川議事係長報告)

一、追加議案の送付について(別添参照)

○議長(小林菊三君) 以上で報告を終わります。

お諮りいたします。

新たに市長から提出された議案二件を、本日の日程に追加することについて、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よつて新たに提出された議案、二件は、本日の日程に追加することに決定いたしました。

議長(小林菊三君)
します。

日程第六請願書の取り下げ願ひについてを議題といた

本件は、目下総務委員会において付託審査中となつております。請願第四号韓半島（朝鮮半島）の自主的平和統一に関する請願書について、請願者より取り下げ願いが提出されたものであります。

事務局として取り下げ願いを朗読いたさします。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(小林菊三君)
朗読は終わりました。

お詫言
りいた
します。

本件は願ひ出のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ日あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。
よつゝ、本取り下げ願ひは、承
記することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君)
日程第七報告第三号、事決如分の承認を求めるところに

一、(福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)を議題とした。

本件について、提案理由の説明を求めます。

(正画) 財政部長兼總務部長 上野重勝(登壇)

○企画財政部長兼総務部長（上野重晴君） 御指口をいただきましたので、朝
告第三号専決処分承認を求めるところについて、提案理由並びにその内
容について御説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、
課徴収条例の一部を改正する条例につき、別紙のとおり、専決処分しました。
ので、同条第三項の規定により、その承認を求めようとするものでございします。
本事決処分は、地方税法の改正に伴いまして、あるいはまた、たばこの値上げ
等に伴いまして、福生市の税賦課徴収条例の一部を改正する必要がございし

たが、この時期が迫っておりますので、議会を招集する、と云うことがないと認めず、
して専決処分をしたものでございします。

たばこの消費税につきましても、市内で売り上げた本数に、五十五年度の場合で
ありますと約七円を掛けまして、その総額が一八・一％が税額というところにござい
します。ところが、たばこの値上げが決定をいたしましたので、必然的に本数が減っ
まいますので、したがって、この本数減によりますたばこの消費税の減収を補っ
んをする意味におきまして、特例規定をもちまして、その本数を一本を一・四〇本
というふうに読みかえまして適用して税額を算定するということもございします。
たばこの値上げは、五十五年四月二十二日から実施をいたしましたので、この値上げ
に關します一・四〇とするという政令改正が五十五年の四月三十日になされて、
しかも五月納入分から適用するということもございしましたので、専決処分をした
次第でございします。

よろしく御了承の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。提
案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（小林菊三君） 以上提案理由の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

報告第三号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって報告第三号は、原案の
とおり承認することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第八報告第四号専決処分の承認を求めることにつ
いて（昭和五十五年度福生市一般会計補正予算（第二号））を議題といたし
ます。

本件について、提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇）

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君） 御指名をいただきましたので、報

(一般質問) 諸願書取
下付願い
報三
報四
佐々木
小野
(松山)
(原)
(一般質問) (指田)

告第四号専決処分承認を求るものについて、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案も前議案同様、地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして、議会を招集するものと認められて、昭和五十五年度福生市一般会計補正予算(第二号)を専決をいたしましたので、同条第三項の規定によりまして報告をし、御承認を求るものとして提出いたします。

その内容について御説明を申し上げます。

御案内のとおり、五月十九日に衆議院が解散をされました。六月二日に告示をされ、六月二十二日に投票と、このこと、衆議院議員の選挙が行われることになりました。したがって、これに關係をいたします予算を専決せざるを得なかったということでございます。

その内容について御説明を申し上げます。

既決予算額に六百二十万五千円を追加をいたしました。その総額を八十九億九千七百九十九万七千円に定めようとするものでございます。

細部について御説明を申し上げます。

四ページをお開きください、というふうに思います。

まず歳入におきましては、都の支出金で委託金といたしまして、六百二十万五千円を追加計上でございます。

内容につきましては説明にありますように、衆議院議員の選挙費の委託金といたしまして、六百三十万四千円、それから直接請求事務費委託金としまして十六万六千円。この直接請求事務費委託金と申しますのは、東京都におきまして環境アセメント条例制定の住民の直接請求の署名が行われまして、福生市の関係百一千八百八名でございます。これの事由直に要する費用一千五百五十円と、この算定をされて交付されるものでございます。

次に歳出について申し上げます。

五ページをお開きください、というふうに思います。

選挙管理委員会費九万一千円は、パーティー費九万一千円。これは先ほど交付になりました直接請求の關係十六万六千円のうち九万一千円を賃金として支出し、その他につきましては財源振り分けをしたものでござい

います。

次の衆議院議員選挙費六百三万四千円、これが今回衆議院議員選挙に要します費用の内容でございます。報酬が五万五千円。開票立会人の報酬五万五千円、十人分でございます。それから職員手当として二百二十九万、投開票事務従事者の手当、それから立会演説会従事者の手当でございます。それから賃金としてパートタイム賃金十六万四千円。需用費として選挙事務消耗品三万、諸用紙印刷代七十六万、選挙事務従事者等の賄い費九万九千。役務費として十万、これは郵券代でございます。その他委託料といたしまして百四十七万八千、公報配布委託料が五十四万八千、選挙人名簿の電算委託料が九十三万。使用料及び賃借料におきまして七万一千。工事請負費におきまして百二十三万、これはポスター掲示場をつくるための費用でございます。なお備品購入費といたしまして六十五万七千、記載台が二十六万一千、投票箱が二十五万八千、持時間報知器が十三万八千でございます。なお予備費におきまして、先ほどの七万五千円を調整をいたしました、予

備費の総額を二億五千四百二十三万三千円にしようとするものでございます。大変難解でございますが、報告第四号に對します提案理由並びに、の内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本件に對する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

報告第四号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって報告第四号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第九議案第三十七号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する各事例の一部を改正する各事例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第三十七号議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本案は、去る五十五年三月五日、市長より報酬等審査議会に議会議員並びに市長等の報酬につき諮問いたしました結果、報酬審査議会におきましては、三月三日から五月十四日まで四回にわたりまして、慎重審議の結果、五月十四日に答申を受けて、この答申に基づきまして、本案を提案したものでございます。

この内容でございますが、第一条中のそのほかの金額につきましては、議長が現行二十五万円を二十七万円、アップ率にいたしました。八%。副議長が現行二十五万円を二十四万円、アップ率六・七%。常任委員長二十一万五千円を二十三万円、アップ率七%。議員を二十一万円から二十二万五千円、アップ率七・一%とし

ようとするものに基づきまして、なお、この適用につきましては、五十五年四月一日に遡及して適用しようとするものに基づき、

なお、この改定額は、一般の議員さん方のもをとりましても、現在改定しまして二十五万五千円でございます。これは二十六市中でも二十二番目という大変低い額で、また二十六市の平均額が二十五万五千円となっております。これと比較をいたしても一万一千八百八円低いという大変申しわけない次第の額でございます。けれども、これらにつきましては、今後十分配慮いたしていきたいというふうに考えております次第でございます。

以上簡単でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

○一番(石川慶一郎君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十七号については、総務委員会に付

託されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本案は総務委員会に付託された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十七号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十議案第三十八号非常勤の特別職の職員

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議

案第三十八号非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして、御説明を申し上げます。

議案第三十七号で御提案を申し上げましたように、議会の議員の報酬の額を改定をすることに伴いまして、一部の非常勤の特別職の職員の報酬につきましても改定をいたしたということですが、提案を申し上げたものでございます。

その内容について御説明を申し上げます。

まず教育委員会におきましては、委員長が現行四万一千円を四万五千円。委員が三万一千円を三万五千円。選挙管理委員会委員長が現行三万一千円を三万四千円。同じく委員二万四千円を二万六千円。監査委員の知識経験者三万一千円を三万五千円。議員選出一万九千円を二万二千円。農業委員会会長が現行三万一千円を三万四千円。同じく委員が現行二万四千円を二万六千円。それぞれ改定しようとするものでございまして、これらのアップ率は最高で一五・八%、最低で八・三%、金額にいたしますると二千円から四千円の増額でございまして、また行政事務連絡員につきましては、現行一万三千円を一万四千

円、一千円のアップで七・七％のアップ率でございます。

なお、日額の分につきましては、選挙長が現行七千円を八千円。投票開票管理者七千円を八千円。投票、開票、選挙員それぞれの立会人は、投票立会人につきましては七千円を八千円、開票立会人につきましては五千五百円を六千円。選挙立会人につきましては五千五百円を六千円。アップ率は九・一％から一四・三％の間でございます。金額は五百円から一千円のアップと相なっております。

なお、本件も五十五年の四月一日にさかのぼって適用しようとするものでございます。

なお、おほののものにつきましては、他の二十六市との比較におきましては、まだ福生市の方が上位になっておりますので、今回は提案を見送らせていただきました。以上、大変雑駁でございますが、議案第三十八号に付しまする提案理由並びにその内容についての説明にかえらせていただきます。

○議長（小林菊三君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○一番（石川慶一郎君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十八号については、総務委員会に付託されんことを仰ぎます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま石川慶一郎君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十八号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（小林菊三君） 日程第十一議案第三十九号福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。